

(別紙1)

平成 20年 11月 18日
午(前・後) 時 分 受領

発 言 通 告 書

発 言 の 種 別
(不要な文字は消すこと)

質疑 (一般質問) 緊急質問

発 言 の 要 旨

まず、政府の制度見直しについてです。
政府は、制度実施の初日に、わざわざ後期高齢者医療制度の通称を「長寿医療制度」にすると発表しました。またわずか2ヶ月あまりで、保険料軽減、年金天引きの一部普通徴収への切り替え、終末期相談支援料の凍結を明らかにしてことは、制度の破綻を示すものではないでしょうか。どのような評価をされていますか。見解を求めます。

次に、野党提出の後期高齢者医療廃止法案についてです。ご承知のように参議院で可決成立し、衆議院では継続審議となっています。同法案の衆議院での早期の審議を要求していただきたいと考えますか、見解を求めます。

次に、国保を都道府県単位の再編し、後期高齢者医療制度と一体運営するという厚生労働大臣の私案が、9月30日の記者会見で発表されていますが、今後の動向について見解を求めます。

次に、不服審査請求についてです。
平成20年第1回定例会での私の質問に、後期高齢者医療審査会は、都道府県に設置が義務つけられている。その準備にあたることでしたが、設置された審査会には、どのような不服の申請がされているのか。またこの処分はどのようにおこなわれているのか。見解を求めます。

次に、医療費の一部負担金減免および徴収猶予についてです。平成20年第1回定例会での私の質問に、医療費の負担が困難な場合の減免に関する規定は必要であると判断し、規則および要綱において規定したいと答弁されていますが、どのような規定を整備されたのでしょうか。見解を求めます。

通 知 し ま す 。

平成 20年 11月 13日

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員 福間健治

㊟

大分県後期高齢者医療広域連合議会議長 長田 教雄 様